

無店舗型性風俗特殊営業(1号) 開始届出必要書類等 (法人・個人共通, 受付所を設けないもの)

必要書類	個人	法人	備考
○ 無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書(2枚組)	○	○	別記様式第25号, 記載例参照
○ 営業の方法を記載した書類(2枚組)	○	○	別記様式第28号, 記載例参照
○ 事務所の使用について権原を有する書類(事務所のもの)	○	○	別紙参照
○ 事務所平面図	○	○	記載例参照
○ 待機所の使用について権原を有する書類(待機所のもの)	○ (注)	○ (注)	事務所と兼用の場合は省略可能。 (注) 待機所を設けない場合は不要
○ 待機所の平面図	○ (注)	○ (注)	事務所と兼用の場合は省略可能。 (注) 待機所を設けない場合は不要
※ 電話番号等疎明書類のコピー	○	○	契約書・支払い明細の写しなど
○ 営業者の住民票の写し	○		本籍(国籍)記載のもの(コピー不可)
○ 定款		○	
○ 登記事項証明書		○	いわゆる商業登記簿
○ 役員全員の住民票の写し		役員分	本籍(国籍)記載のもの(コピー不可) 監査役のものも必要
○ 手数料(3,400円)	○	○	

※1 営業開始届出書は、**営業を開始する10日前までに提出**してください。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 届出書に不備等が無い場合は、届出確認書を交付(通常10日以内)します。

届出後遵守すべき事項

- ① 事務所に届出確認書を備付け、請求があった場合は提示する。
- ② 従業者名簿を備付ける。
- ③ 従業員採用時には、生年月日・国籍等を確認し、確認に用いた住民票の写し等の記録(コピー)を従業者名簿に添付して保存する。
- ④ 届出内容に変更が生じた場合は、10日以内にその旨を届出する。
など

○ 事務所(待機所)の使用について権原を有する書類

- ① 届出者に事務所等の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

- ② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

- ③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
+
使用承諾書(注)

住居として賃貸契約をしている場合は、無店舗型性風俗特殊営業の事務所(待機所)として使用することについての承諾書が必要です。

別記様式第25号 (第52条関係)

その1	※受理 年 月 日		※交付 年 月 日	
	※受理 番 号		※交 付 番 号	
<p>無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p>				
氏 名 又 は 名 称				
住 所	〒 () () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
その法人に あつては、 代 表 者	氏 名			
	住 所	〒 () () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 広告又は宣伝をする場合に 使 用 す る 呼 称	1			
	2			
	3			
	4			
事 務 所 の 所 在 地	〒 () () 局 番			
無店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第7項第 号の営業			

手数料名 営業開始届(無店舗型性風俗)(受付所営業以外)			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額
50200	700	6481	3,400 円
			申請書 提出先 申請窓口 へ提出
2 050035 031300			

その2	
客の依頼を受ける方法	
客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先	
受付所	所在地 〒 () () 局 番
	建物の構造
	建物内の受付所の位置
待機所	所在地 〒 () () 局 番
	建物内の待機所の位置
	待機所としての専用状況
営業を開始しようとする年月日	年 月 日

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法を全て記載すること。
- 6 「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ、その連絡先となる電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項を全て記載すること。
- 7 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 8 「受付所」、「待機所」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 9 「待機所」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第28号 (第54条関係)

その1		<p>営 業 の 方 法 (無店舗型性風俗特殊営業)</p>
氏名又は名称		
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		
事務所の所在地		
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 号の営業
広告又は宣伝の方法	①する ②しない	
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない	
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	①する ②しない	
	①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)	
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない	
	①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)	
役務提供の態様		

その2（法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合）	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受付所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか別の別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。